

議案第5号

札幌圏都市計画
地区計画の決定(案)
(市決定)

東月寒向ヶ丘第二地区

平成29年2月
札幌市まちづくり政策局都市計画部

札幌圏都市計画地区計画の決定（札幌市決定）

都市計画東月寒向ヶ丘第二地区地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

名 称	東月寒向ヶ丘第二地区地区計画	
位 置	札幌市豊平区月寒東3条11丁目の一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	12.3 ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、第2次札幌市都市計画マスタープランにおいて地域交流拠点に位置付けられている地下鉄月寒中央駅及び福住駅周辺から約1kmに位置するほか、周辺は戸建住宅などの住宅地としての土地利用がなされている。また、東月寒向ヶ丘風致地区として指定され、農業専門学校や月寒川・ラウネナイ川など市街地に残る貴重な自然環境を周辺に有する地区である。</p> <p>当地区においては、昭和47年から44年にわたり道立の公共施設として土地利用がなされてきたが、施設閉鎖に伴い、地区の特性に応じた土地の有効活用を図るための土地利用の方向性を明確にした「北海道立産業共進会場用地の土地利用方針」を、北海道が平成28年10月に策定した。</p> <p>本計画では、地下鉄駅に近接する利便性の高い立地環境を踏まえた機能の複合化を図るとともに、まとまりのある一団の土地としての形態を生かしつつ、今後も公益性が高く周辺の住宅地や自然環境と調和のとれた土地利用を図ることを目標とする。</p>	
に開 関 す る 方 針 全 。	土地利用の方針	公益性の高い用途を中心とし、土地の細分化を抑制するとともに、周辺の住宅地や自然環境と調和のとれた土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公益機能の維持・増進を図るため、「建築物等の用途の制限」を定める。 2 土地の無秩序な細分化を防止するため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。

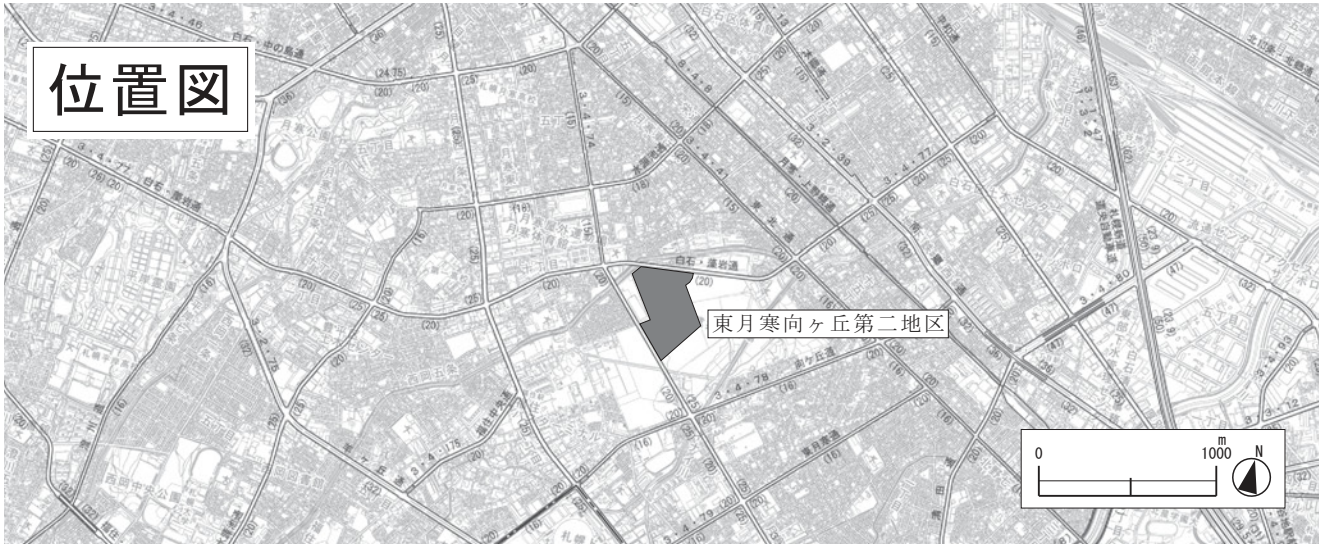
2 地区整備計画

名 称		東月寒向ヶ丘第二地区	
区 域		計画図表示のとおり	
面 積		12.3 ha	
建築物等に関する事項	地区の名称	公益・機能複合地区	
	地区の区分	面積	
	建築物等の用途の制限	12.3 ha	
	建築物の敷地面積の最低限度	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿	
備 考		1,000 m ²	
備 考		用語の定義等については、建築基準法及び同法施行令の例による。	

理 由 周辺の市街地と調和のとれた良好な土地利用を図るため、地区計画の決定を行うものである。

札幌圏都市計画 東月寒向ヶ丘第二地区 地区計画

位置図



計画図

